

神戸市介護支援専門員支援費交付要綱

平成 13 年 1 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護支援専門員等の業務を支援するため、介護支援専門員支援費の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(介護支援専門員支援費)

第 2 条 介護支援専門員支援費は、住宅改修支援費として、次に定める業務に対して、業務を遂行した介護支援専門員等が従事する居宅介護支援事業所その他の事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に交付する。

(1) 住宅改修支援費 被保険者（居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない（居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成に当たる介護支援専門員、又は神戸市指定介護予防支援事業所において介護予防支援業務に従事する保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事（以下「指定介護予防支援事業所の担当職員」という。）がいらない）者）からの依頼に基づき、介護支援専門員等が行う介護保険法施行規則第 75 条第 1 項第 3 号又は同第 94 条第 1 項第 3 号の書類の作成に係る業務。（ただし、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が介護予防支援業務として行う業務は除く。）

2 第 1 項の「被保険者からの依頼」とは、次の各号のいずれかに該当することにより、被保険者が依頼したと認められるときとする。

(1) 介護保険法施行規則第 77 条第 1 項又は第 95 条の 2 により届出されていること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

3 住宅改修支援費として交付する介護支援専門員支援費の単価は、本条第 1 項で作成した書類を添付した住宅改修費の支給申請を 1 件とし、1 件当たり 2,000 円とする。

4 第 1 項の「介護支援専門員等」とは、居宅介護支援事業所等に所属し、業として業務を行う次の者をいう。

(1) 介護支援専門員

(2) 指定介護予防支援事業所の担当職員

(3) 理学療法士

(4) 作業療法士

(5) 東京商工会議所が実施した検定試験のうち福祉住環境コーディネーター 2 級以上に合格した者

(6) 次のすべての条件を満たす増改築相談員

①財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「センター」という。）が企画したカリキュラムの研修会に参加して考査に合格した者で、センターに増改築相談員として登録されている者

②住宅建築の現場に 10 年以上携わっている者で市内事業者に所属していること。

(手続)

第3条 介護支援専門員支援費の交付を受けようとする居宅介護支援事業所等は「神戸市介護支援専門員支援費交付申請書」(以下「支援費交付申請書」という。)を、毎月15日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の支援費交付申請書は、申請する月を除く前月までに実施した前条第1項の業務について申請するものとする。

(交付決定)

第4条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、介護支援専門員支援費を交付することが適当と認めるときは、介護支援専門員支援費の交付及び交付額を決定し、居宅介護支援事業所等に対しその旨を文書により通知する。

2 区長は、介護支援専門員支援費の交付を決定したときは、居宅介護支援事業者等に対し、当該介護支援専門員支援費を届出された口座へ振り込むことによって交付する。

3 第1項に定める通知は、申請日が月の初日から15日までのときは、申請日の属する月の翌月末日までに行うものとし、申請日が月の16日から末日までのときは申請日の属する月の翌々月末日までに行うものとする。ただし、申請に不備があり、その不備を補正した場合はその補正日、支給要件を確認するために関係者並びに官公署への照会した場合は支給要件を確認できた日の属する月の翌月末日までに行うものとする。

(介護支援専門員支援費交付の取消し)

第5条 虚偽又は不正な申請により、介護支援専門員支援費の交付を受けた者については、交付決定を取消し、又は既に交付した介護支援専門員支援費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護支援専門員支援費の交付に関し必要な事項は、介護保険課長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は平成13年1月1日から施行する。

(一部改正)

2. 平成13年11月1日一部改正

(一部改正)

3. 平成15年4月1日一部改正

平成15年3月31日までに着工した住宅改修であれば、居宅介護支援の提供を受けている要介護者等に対する理由書の作成であっても、平成16年3月31日までに当該住宅改修費の支給申請があれば、その理由書の作成を本事業の対象とする。

(一部改正)

4. 平成18年4月1日一部改正

(一部改正)

5. 平成18年10月1日一部改正

(一部改正)

6. 令和5年1月4日一部改正